

令和6年4月吉日

PTA会員各位

市川市立第八中学校
PTA会長 佐藤 一彦

PTA活動における事故等の保障について

新緑の候、皆様には益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。また日頃よりPTA活動にご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

標記の件について前年度まで加入していたPTA団体傷害保険に代わり、令和6年度より市川市内で活動する団体(PTA含む)の活動中におきた事故を保障する「ふれあい保険」で対応することとなりましたので、ご案内いたします。

記

1. 保障内容

PTA活動で起きた事故について保証されます
PTA活動に参加する際の往復での事故についても保障されます
(保障が適用されない場合があります)

詳しくは、「ふれあい保険」の案内をご覧ください
<https://www.city.ichikawa.lg.jp/res03/1111000004.html>



2. 保険対象者 PTA活動に参加した会員

3. 保険料負担 市川市

4. 事故が起きた場合

下記PTA本部へ早急にご連絡下さい。
申請に必要な書類を準備します。

(事故が起きた場合の連絡先)

八中PTA本部 ichikawa8pta@gmail.com →

